

新 旧 対 照 表

| 旧（現 行） | 新（改 定 案） |
|---|--|
| <p>県土マネジメント部土木工事監督要領</p> <p>（用語の定義） 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)土木工事 土木工事とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）とし、また、この要領に基づく監督業務が必要であると、技術管理課長が特に認めた工事もこれに含めるものとする。 (2) 本庁契約 本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第26条第1項第4号の規定による契約締結に関する事務の委任（昭和56年4月1日付け監第104号）によらない契約をいう。 (3) 機関契約 機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による契約締結に関する事務の委任による契約をいう。</p> <p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> | <p>県土マネジメント部土木工事監督要領</p> <p>（用語の定義） 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)土木工事 土木工事とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）とし、また、この要領に基づく監督業務が必要であると、技術管理課長が特に認めた工事もこれに含めるものとする。 (2) 本庁契約 本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。 (3) 機関契約 機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。</p> <p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> |

新 旧 対 照 表

| 旧（現 行） | 新（改 定 案） |
|--------|--|
| | <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。</p> |